

○印西市建設工事監督事務取扱規程

平成17年3月31日訓令第10号

平成18年3月31日訓令第7号

平成23年10月31日訓令第10号

改正 平成30年3月12日訓令第2号

印西市建設工事監督事務取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、印西市契約事務規則（平成18年規則第19号。以下「規則」という。）その他法令に定めがあるもののほか、市が発注する建設工事の適正な履行を図るため、監督に関する事務の取扱について必要な事項を定めるものとする。

(監督の体制及び方法)

第2条 監督職員（規則第31条に規定する監督職員をいう。）は、契約の適正な履行を確保するため、設計図書に基づき、工程の管理、立会い、履行途中における試験又は検査を行う等の方法により監督し、契約者に必要な指示、承諾又は協議を行う。

2 監督職員は、印西市工事検査要綱（平成23年告示第152号。）に基づき給付の検査（出来形、中間及び完了検査をいう。）、立会い及び調書の作成を行う。

(監督業務の分類)

第3条 監督業務は、監督総括業務、現場監督総括業務及び一般監督業務に分類するものとし、これらの業務の内容はそれぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 監督総括業務（総括監督員）

ア 工事請負契約書に基づく市長の権限のうち、市長が委任したものの処理

イ 契約の履行について契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議で重要なものの処理

ウ 関連する2以上の工事監督を行う場合における工事の工程等の調整で重要なものの処理

エ 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要を認めた場合における当該措置を必要とする理由、その他必要と認める事項の契約担当への報告

オ 現場監督総括業務及び一般監督業務を担当する監督職員の指揮監督及び監督業務の掌理

(2) 現場監督総括業務（主任監督員）

ア 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議（重要なもの及び軽易なものを除く。）の処理

イ 設計図、仕様書その他の契約関係図書（以下「契約図書」という。）に基づく工事の実施のための詳細図等（軽易なものを除く。）の作成及

び交付又は契約の相手方が作成したこれらの図書（軽易なものを除く。）の承諾

ウ 契約図書に基づく工程管理、立会い、工事の実施状況の検査及び工事材料の試験又は検査の実施（他の者に実施させて確認する事を含む。以下同じ。）で重要なものの処理

エ 関連する2以上の工事の監督を行う場合における工事の工程等の調整（重要なものを除く。）の処理

オ 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における、当該措置を必要とする理由、その他必要と認める事項の監督総括業務を担当する監督職員に対する報告

カ 一般監督業務を担当する監督職員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務の掌理

(3) 一般監督業務（監督員）

ア 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議で軽易なもの処理

イ 契約図書に基づく工事の実施のための詳細図等で軽易なもの作成及び交付又は契約の相手方が作成したこれらの図書で軽易なもの承諾

ウ 契約図書に基づく工程の管理、立会い、工事の実施状況の検査および工事材料の試験又は検査（立会確認）の実施（重要なものを除く。）

エ 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の現場監督総括業務を担当する監督職員に対する報告

（監督職員の担当業務等）

第4条 工事請負契約の監督を行う監督職員は、総括監督員、主任監督員及び監督員とし、それぞれ監督総括業務、現場監督総括業務及び一般監督業務を担当するものとする。

2 契約の規模、技術的条件等を勘案し、必要でないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、総括監督員及び主任監督員をそれぞれ置かないことができるものとする。

3 総括監督員を置かない場合における主任監督員は監督総括業務を、総括監督員及び主任監督員を置かない場合における監督員は監督総括業務及び現場監督総括業務を、それぞれあわせて担当するものとする。

（監督職員の任命基準）

第5条 監督職員の任命基準として、総括監督員には、当該工事を担当する工事担当課長職を任命するものとする。ただし、請負金額1,000万円未満の建設工事においては、総括監督員の任命を省略できるものとする。

2 主任監督員には、当該工事を担当する係の係長、室の室長又は班の主任主を任命するものとする。ただし、請負金額130万円未満の建設工事においては、主任監督員の任命を省略できるものとする。

3 監督員には、当該工事担当者を任命するものとする。

(監督職員の任命)

第6条 監督職員の任命は、工事の請負契約毎に行うものとする。

(契約の相手方への通知)

第7条 工事担当課は、監督職員又は地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の15の規定により監督業務を委託した者の役職名及び氏名を契約毎に、監督職員選任通知書(印西市建設工事適正化指導要綱(平成17年告示第26号)別記第12号様式による。)により、契約の相手方に遅滞なく通知するものとする。ただし、これらの者に変更があった場合も同様とする。

(監督業務の技術基準)

第8条 監督業務に必要な技術基準は、別に定めるものとする。

(監督に関する図書)

第9条 監督職員は、次の各号に掲げる関係図書等(契約の相手方から提出された図書等を含む。)をそれぞれの監督業務に応じ、工事打合せ簿等にて経緯を明らかにしておくものとする。

- (1) 工事の施工計画等に係る実施状況を記載した図書
- (2) 契約の履行に係る工事履行報告及び工事工程表並びに工事打合せ簿等、協議事項(軽易なものを除く。)を記載した図書
- (3) 工事の実況状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査の事実を記載した図書
- (4) その他監督業務に係る図書

(法令等の厳守)

第10条 履行の監督を実施するにあたり契約図書その他法令等を厳守して行わなければならない。

2 履行の監督を実施するにあたり必要な官公署の許可、通知、協議等は円滑に処理し、順調に工事が進捗するよう務めなければならない。

(補則)

第11条 この規程に疑義が生じた場合は、適宜、関係機関又は関係部局と協議して定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日訓令第7号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年10月31日訓令第10号)

この訓令は、平成23年11月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月12日訓令第2号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。